

鎌倉市議会

2月定例会議案集

(その2)

平成26年

目 次

議案第 70 号	平成26年度鎌倉市一般会計予算	1
議案第 71 号	平成26年度鎌倉市下水道事業特別会計予算	11
議案第 72 号	平成26年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計予算	16
議案第 73 号	平成26年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算	21
議案第 74 号	平成26年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算	26
議案第 75 号	平成26年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算	30
議案第 76 号	平成26年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算	33
議案第 77 号	鎌倉市勤労福祉会館条例を廃止する条例の制定について	36
議案第 78 号	鎌倉市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	38
議案第 79 号	鎌倉市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第 80 号	鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案第 81 号	鎌倉市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	45
議案第 82 号	鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	47
議案第 83 号	鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	49
議案第 84 号	鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	54
議案第 85 号	鎌倉市社会教育委員条例の一部を改正する条例の制定について	57
議案第 86 号	鎌倉市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例の制定について	59
議案第 87 号	鎌倉市鏑木清方記念美術館条例の一部を改正する条例の制定について	63

議案第 70 号

平成26年度鎌倉市一般会計予算

平成26年度鎌倉市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,901,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
5	市税	35,412,371
	5 市民税	17,736,859
	10 固定資産税	13,312,168
	15 軽自動車税	104,102
	20 市たばこ税	893,216
	25 特別土地保有税	2
	30 都市計画税	3,366,024
10	地方譲与税	296,000
	8 地方揮発油譲与税	86,000
	10 自動車重量譲与税	210,000
15	利子割交付金	76,000
	5 利子割交付金	76,000
16	配当割交付金	205,000
	5 配当割交付金	205,000
17	株式等譲渡所得割交付金	52,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	52,000
19	地方消費税交付金	1,831,000
	5 地方消費税交付金	1,831,000
20	ゴルフ場利用税交付金	25,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	25,000
30	自動車取得税交付金	79,000
	5 自動車取得税交付金	79,000
33	地方特例交付金	109,000
	5 地方特例交付金	109,000
35	地方交付税	120,450
	5 地方交付税	120,450

款	項	金 額
		千円
40	交通安全対策特別交付金	25,000
	5 交通安全対策特別交付金	25,000
45	分担金及び負担金	647,230
	5 負担金	647,230
50	使用料及び手数料	1,125,542
	5 使用料	513,736
	10 手数料	588,406
	15 証紙収入	23,400
55	国庫支出金	7,424,665
	5 国庫負担金	5,050,725
	10 国庫補助金	2,343,157
	15 委託金	30,783
60	県支出金	3,038,340
	5 県負担金	1,682,985
	10 県補助金	1,014,297
	15 委託金	341,058
65	財産収入	588,381
	5 財産運用収入	57,393
	10 財産売払収入	530,988
70	寄附金	37,918
	5 寄附金	37,918
75	繰入金	2,008,067
	5 基金繰入金	2,006,067
	10 他会計繰入金	2,000
80	繰越金	600,000
	5 繰越金	600,000

款	項	金額
85 諸収入		千円 2,232,536
	5 延滞金加算金及び過料	78,001
	10 市預金利子	1,600
	15 貸付金元利収入	1,533,356
	25 雑入	619,579
90 市債		4,967,500
	5 市債	4,967,500
歳 入 合 計		60,901,000

歳出

款	項	金額
5	議会費	千円 442,585
	5 議会費	442,585
10	総務費	6,290,031
	5 総務管理費	5,101,943
	10 徴税費	683,788
	15 戸籍住民基本台帳費	335,172
	20 選挙費	75,943
	25 統計調査費	36,916
	30 監査委員費	56,269
15	民生費	21,816,838
	5 社会福祉費	11,477,143
	10 児童福祉費	8,200,461
	15 生活保護費	2,137,705
	20 災害救助費	1,529
20	衛生費	7,767,626
	5 保健衛生費	1,548,363
	10 清掃費	5,909,031
	15 環境対策費	310,232
25	労働費	307,867
	5 労働諸費	307,867
30	農林水産業費	96,286
	5 農業水産業費	96,286
35	商工費	662,168
	5 商工費	662,168
40	観光費	208,195
	5 観光費	208,195

款	項	金額
45	土木費	7,654,344
	5 土木管理費	1,370,454
	10 道路橋りょう費	728,050
	15 河川費	80,461
	20 都市計画費	5,285,764
	25 住宅費	189,615
50	消防費	4,035,476
	5 消防費	4,035,476
55	教育費	6,108,274
	5 教育総務費	1,380,101
	10 小学校費	1,127,674
	15 中学校費	1,374,723
	20 社会教育費	1,899,220
	25 保健体育費	326,556
60	公債費	4,418,777
	5 公債費	4,418,777
65	諸支出金	1,042,533
	5 土地開発公社費	1,042,533
70	予備費	50,000
	5 予備費	50,000
	歳 出 合 計	60,901,000

第2表 継続費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
55 教育費	15 中学校費	大船中学校改築事業	3,472,956	26	953,635 千円
				27	2,519,321

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
深 沢 地 域 国 鉄 跡 地 地 周 辺 総 合 整 備 事 業 等 ア ド バ イ ザ リ ー 業 務 委 託 事 業 費	平成26年度から 平成27年度まで	千円 35,749
鎌 倉 中 央 公 園 拡 大 区 域 (台 峯) 土 地 買 収 費	平成26年度から 平成28年度まで	674,000
(仮 称) 山 崎 ・ 台 峯 緑 地 (平成26年度取得分) 土地買収費	平成26年度から 平成33年度まで	1,109,000
鎌 倉 市 土 地 開 発 公 社 の 資 金 借 入 れ に 伴 う 金 融 機 関 等 に 対 す る 債 務 保 証 (平 成 2 6 年 度 設 定 分)	平成26年度から 平成27年度まで	7,500,000

第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化施設 整備事業費	千円 106,900	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
清掃施設 整備事業費	1,260,800	同上	同上	同上
労働施設 整備事業費	148,000	同上	同上	同上
道路整備 費	38,900	同上	同上	同上
都市計画事業費	983,000	同上	同上	同上
消防施設 整備事業費	1,453,900	同上	同上	同上
義務教育施設 整備事業費	878,800	同上	同上	同上
史跡保存事業費	97,200	同上	同上	同上
合計	4,967,500			

議案第 71 号

平成26年度鎌倉市下水道事業特別会計予算

平成26年度鎌倉市下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,833,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成26年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
5	分担金及び負担金	10,581
	5 負担金	10,581
10	使用料及び手数料	2,655,813
	5 使用料	2,654,976
	10 手数料	837
15	国庫支出金	176,515
	5 国庫補助金	176,515
25	繰入金	2,226,465
	5 他会計繰入金	2,226,465
30	繰越金	94,000
	5 繰越金	94,000
35	諸収入	8,726
	5 延滞金加算金及び過料	10
	10 貸付金元金収入	2,812
	15 雑入	5,904
40	市債	1,661,000
	5 市債	1,661,000
	歳 入 合 計	6,833,100

歳出

款	項	金額
5 総務費		千円 1,751,880
	5 下水道総務費	1,751,880
10 事業費		806,120
	5 下水道整備費	806,120
15 公債費		4,270,100
	5 公債費	4,270,100
20 予備費		5,000
	5 予備費	5,000
歳 出 合 計		6,833,100

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
極 楽 寺 ホ ン プ 場 改 築 事 業 費	平成27年度まで	千円 98,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 1,661,000	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

議案第 72 号

平成26年度鎌倉都市計画事業大船駅東口
市街地再開発事業特別会計予算

平成26年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ253,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成26年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
5	使用料及び手数料	6,191
	5 使用料	6,191
6	国庫支出金	38,096
	5 国庫補助金	38,096
7	県支出金	522
	5 県負担金	522
10	繰入金	170,491
	5 他会計繰入金	170,491
15	繰越金	2,000
	5 繰越金	2,000
25	市債	36,100
	5 市債	36,100
	歳 入 合 計	253,400

歳出

款	項	金額
5 事業費		千円 251,400
	5 事業費	251,400
15 予備費		2,000
	5 予備費	2,000
	歳 出 合 計	253,400

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
大船駅東口第2地区5・6・7番地 特 定 業 務 代 行 者 等 選 定 業 務 委 託 事 業 費	平成26年度から 平成27年度まで	千円 4,500

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市再開発事業費	千円 36,100	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

議案第 73 号

平成26年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算

平成26年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,000,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5	国民健康保険料	4,751,078
	5 国民健康保険料	4,751,078
10	一部負担金	4
	5 一部負担金	4
20	国庫支出金	3,539,280
	5 国庫負担金	3,489,280
	15 国庫交付金	50,000
25	療養給付費交付金	477,583
	5 療養給付費交付金	477,583
27	前期高齢者交付金	5,375,072
	5 前期高齢者交付金	5,375,072
30	県支出金	1,078,054
	3 県負担金	134,042
	5 県補助金	944,012
35	共同事業交付金	1,795,240
	5 共同事業交付金	1,795,240
38	財産収入	3
	5 財産運用収入	3
40	繰入金	1,954,073
	5 他会計繰入金	1,954,072
	10 運営基金繰入金	1
45	繰越金	20,000
	5 繰越金	20,000
50	諸収入	10,013
	5 延滞金及び過料	901
	10 雑入	9,112

款	項	金 額
歲 入 合 計		<div style="text-align: right;">千円</div> 19,000,400

歳出

款	項	金額
5	総務費	219,617
	5 総務管理費	134,129
	10 徴収費	84,877
	15 運営協議会費	611
10	保険給付費	13,069,754
	5 療養諸費	11,608,848
	10 高額療養費	1,367,168
	15 移送費	400
	20 出産育児諸費	79,838
	25 葬祭諸費	13,500
12	後期高齢者支援金等	2,717,104
	5 後期高齢者支援金等	2,717,104
14	前期高齢者納付金等	5,165
	5 前期高齢者納付金等	5,165
15	老人保健拠出金	2,168
	5 老人保健拠出金	2,168
17	介護納付金	1,150,841
	5 介護納付金	1,150,841
20	共同事業拠出金	1,607,224
	5 共同事業拠出金	1,607,224
25	保健事業費	200,912
	3 特定健康診査等事業費	185,192
	5 保健事業費	15,720
27	基金積立金	4
	5 基金積立金	4
30	諸支出金	17,611

款	項	金 額
	5 償還金利息及び還付加算金	千円 17,611
35 予備費		10,000
	5 予備費	10,000
	歳 出 合 計	19,000,400

議案第 74 号

平成26年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成26年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ491,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成26年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
3	財産収入	5,209
	5 財産運用収入	5,209
5	繰入金	365,991
	5 他会計繰入金	365,991
10	市債	120,500
	5 市債	120,500
	歳 入 合 計	491,700

歳出

款	項	金額
		千円
5	事業費	120,548
	5 用地取得事業費	120,548
10	公債費	371,152
	5 公債費	371,152
	歳 出 合 計	491,700

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>公 共 用 地 先 行 取 得 事 業 費</p>	<p>千円 120,500</p>	<p>普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。</p>	<p>4.0%以内</p>	<p>銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、10年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。</p>

議案第 75 号

平成26年度鎌倉市介護保険事業特別会計予算

平成26年度鎌倉市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,724,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
5	介護保険料	3,085,530
	5 介護保険料	3,085,530
15	国庫支出金	3,094,568
	5 国庫負担金	2,534,425
	10 国庫補助金	560,143
20	県支出金	2,098,054
	5 県負担金	2,055,233
	15 県補助金	42,821
25	支払基金交付金	4,106,217
	5 支払基金交付金	4,106,217
30	財産収入	1,379
	5 財産運用収入	1,379
35	寄附金	1
	5 寄附金	1
40	繰入金	2,330,616
	5 一般会計繰入金	2,169,500
	10 基金繰入金	161,116
45	繰越金	7,495
	5 繰越金	7,495
50	諸収入	140
	5 延滞金加算金及び過料	2
	15 雑入	138
	歳入合計	14,724,000

歳出

款	項	金額
5	総務費	361,565
	5 総務管理費	361,565
10	保険給付費	14,122,020
	5 介護サービス等諸費	14,122,020
12	地域支援事業費	230,535
	5 地域支援事業費	230,535
25	基金積立金	2,179
	5 基金積立金	2,179
30	諸支出金	7,501
	5 償還金及び還付加算金	7,501
35	予備費	200
	5 予備費	200
	歳 出 合 計	14,724,000

議案第 76 号

平成26年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成26年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,937,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
5	後期高齢者医療保険料	2,904,674
	5 後期高齢者医療保険料	2,904,674
10	繰入金	2,004,857
	5 一般会計繰入金	2,004,857
15	繰越金	2,000
	5 繰越金	2,000
20	諸収入	25,669
	5 延滞金、加算金及び過料	133
	10 償還金及び還付加算金	11,500
	15 雑入	14,036
	歳 入 合 計	4,937,200

歳出

款	項	金額
5	総務費	100,889
	5 総務管理費	100,889
10	広域連合納付金	4,821,311
	5 広域連合納付金	4,821,311
15	諸支出金	13,000
	5 償還金及び還付加算金	12,000
	10 繰出金	1,000
20	予備費	2,000
	5 予備費	2,000
	歳 出 合 計	4,937,200

議案第 77 号

鎌倉市勤労福祉会館条例を廃止する条例の
制定について

鎌倉市勤労福祉会館条例を廃止する条例を次のように定める。

平成26年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

耐震診断の中間報告において、建物倒壊の危険性が指摘され、平成25年12月1日から施設全館が使用停止中であるレイ・ウェル鎌倉を廃止するものである。

鎌倉市勤労福祉会館条例を廃止する条例

鎌倉市勤労福祉会館条例（昭和49年4月条例第1号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（公の施設の指定管理者選定委員会条例の一部改正）

- 2 鎌倉市公の施設の指定管理者選定委員会条例（平成24年2月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表鎌倉市勤労福祉会館指定管理者選定委員会の項を削る。

議案第 78 号

鎌倉市消防長及び消防署長の資格を定める条例の
制定について

鎌倉市消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のように定める。

平成26年 2 月 12日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

消防組織法の改正に伴い、これまで市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令で定められていた消防長及び消防署長の任命資格を市町村が条例で定めることとなったため、必要な事項を定めるものである。

鎌倉市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防職員として本市の消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 本市の行政事務に従事した者で、市長の直近下位の内部組織の長の職その他本市におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格は、消防吏員として本市の消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであることとする。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 79 号

鎌倉市青少年問題協議会条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年 2 月 12 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

地方青少年問題協議会法の改正に伴い、地方青少年問題協議会の会長及び委員の要件に係る規定が削除されることから、鎌倉市青少年問題協議会の組織等を改めるものである。

鎌倉市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

鎌倉市青少年問題協議会条例（昭和34年4月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までを次のように改める。

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 青少年の育成に関係を有する団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市教育委員会委員長
- (5) 市社会教育委員
- (6) 市スポーツ推進審議会委員
- (7) 市民

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

（特別委員）

第5条 協議会において、特別の事項を調査審議するために必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、第3条第2項第1号から第3号までに掲げる者のうちから市長が委嘱する。この場合において、前条第3項の規定を準用する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

第6条から第8条までを削る。

第9条中「運営」を「組織及び運営」に改め、同条を第6条とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（委員の任期に関する特例）

2 この条例の施行の際現に改正前の第3条第3項第2号及び第3号の規定に

より委嘱されている委員及び施行日以後最初に委嘱される委員の任期は、改正後の第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年7月31日までとする。

議案第 80 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の規定による認定申請を行う際に、構造計算適合性判定を求める必要がある場合の認定申請手数料を改めるとともに、法律の名称の改正に伴い規定を整備するものである。

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

鎌倉市手数料条例（平成12年3月条例第28号）の一部を次のように改正する。
別表市長の部都市調整部関係の款第75項第2号ア中「166,800円」を「171,400円」に、「115,300円」を「118,500円」に改め、同号イ中「222,400円」を「228,700円」に、「143,700円」を「147,700円」に改め、同号ウ中「255,000円」を「262,200円」に、「157,300円」を「161,700円」に改め、同号エ中「336,900円」を「346,400円」に、「199,300円」を「204,900円」に改め、同号オ中「619,300円」を「636,900円」に、「337,900円」を「347,500円」に改め、同款第81項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同款第83項第3号ア中「159,000円」を「171,400円」に、「110,000円」を「118,500円」に、「212,000円」を「228,700円」に、「137,000円」を「147,700円」に、「243,000円」を「262,200円」に、「150,000円」を「161,700円」に、「321,000円」を「346,400円」に、「190,000円」を「204,900円」に、「590,000円」を「636,900円」に、「322,000円」を「347,500円」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 81 号

鎌倉市子育て支援センター条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市子育て支援センター条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成26年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

レイ・ウェル鎌倉の廃止に伴い、鎌倉市子育て支援センターのうち、大船子育て支援センターを廃止するものである。

鎌倉市子育て支援センター条例の一部を改正する条例
鎌倉市子育て支援センター条例（平成14年3月条例第27号）の一部を次のよ
うに改正する。

第2条の表大船子育て支援センターの項を削る。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 82 号

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年 2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

国民健康保険料の減額割合及び基礎賦課総額の割合を改めるとともに、引用条項を整備するものである。

鎌倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鎌倉市国民健康保険条例（昭和34年9月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「。第18条において「租税条約等実施特例法」という。」を削る。

第14条第1項第1号中「 $\frac{65}{100}$ 」を「 $\frac{60}{100}$ 」に改め、同項第2号中「 $\frac{25}{100}$ 」を「 $\frac{30}{100}$ 」に改める。

第14条の5の5第1項第1号中「 $\frac{65}{100}$ 」を「 $\frac{60}{100}$ 」に改め、同項第2号中「 $\frac{25}{100}$ 」を「 $\frac{30}{100}$ 」に改める。

第14条の9第1項第1号中「 $\frac{65}{100}$ 」を「 $\frac{60}{100}$ 」に改め、同項第2号中「 $\frac{25}{100}$ 」を「 $\frac{30}{100}$ 」に改める。

第18条第1項中「次の各号に該当する納付義務者」を「令第29条の7第5項第1号に規定する世帯主」に、「それぞれ当該各号に定める額」を「同項第3号の規定により算定した額（令附則第13条の規定の適用を受ける者については、同条の規定を適用して算定した額）」に、「附則第4条第2項第7号」を「附則第4条第2項第6号」に改め、各号を削り、同条第2項中「各号」を削り、「切り上げ」を「切り捨て」に改め、同条第3項中「各号に規定」を「の規定により減額」に改め、同条第4項中「附則第4条第2項第7号」を「附則第4条第2項第6号」に、「附則第4条第3項第7号」を「附則第4条第3項第6号」に改め、同条第5項中「附則第4条第2項第7号」を「附則第4条第2項第6号」に改める。

附則中第4項を削り、第5項を第4項とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第18条第1項の改正規定（「附則第4条第2項第7号」を「附則第4条第2項第6号」に改める部分に限る。）並びに同条第4項及び第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の鎌倉市国民健康保険条例の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 83 号

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

ごみの減量及び資源化を図る施策として、家庭系ごみを有料化するとともに、事業系ごみの処理手数料を改めるものである。

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例（平成4年12月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条及び第11条を次のように改める。

第10条及び第11条 削除

第12条中「前条」を「第9条」に、「運営等について必要な事項は、会長が審議会に諮って」を「組織及び運営に関し必要な事項は、規則で」に改める。

第21条の2に次の1項を加える。

- 2 占有者等は、市が定期的に収集、運搬及び処分をする家庭系一般廃棄物（規則で定めるものに限る。）を排出する場合は、規則で定める収集袋（以下「指定収集袋」という。）を使用しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

第28条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 既納の処理手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第28条の次に次の1条を加える。

（指定収集袋の交付）

第28条の2 市長は、前条第1項の規定による一般廃棄物の処理手数料（第21条の2第2項本文の規定により排出する場合の処理手数料に限る。）を徴収したとき（前条第3項の規定により免除したときを含む。）は、指定収集袋を交付する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第28条）

種別及び取扱区分			処理手数料
1 し尿	(1) 普通料金	家庭で常時清掃作業を受けるもの	1人につき 月額110円
	(2) 特別料金	ア 臨時に又は前号に掲げるもの以外のもので清掃作業を受けるもの	36リットルにつき 600円
		イ 常時清掃作業を受ける家庭であって便器及び便槽が特殊なもの（水の使用を必要とするもの）	36リットルにつき 130円

2 動物の死体		1 件につき 1,000円	
3 家庭系一般廃棄物	(1) 第21条の2第2項本文の規定により市が定期的に収集、運搬及び処分をするもの	指定収集袋1袋につき 容量40リットル相当のもの 80円 容量20リットル相当のもの 40円 容量10リットル相当のもの 20円 容量5リットル相当のもの 10円	
	(2) 市が臨時に収集、運搬及び処分をするもの	ア 粗大ごみ	1 個につき 600円
		イ 大型粗大ごみ	1 個につき 1,200円
		ウ ア及びイ以外のもの	1 立法メートルにつき4,200円。1 立法メートル未満の場合又は1 立法メートル未満の端数がある場合については、規則で定めるところにより4,200円以内で規則で定める額
	(3) 市長が指定する処理施設等に搬入するもの	ア 粗大ごみ	1 個につき 300円
		イ 大型粗大ごみ	1 個につき 600円
		ウ 植木剪定材	1 回につき 100キログラム以下は、100円。100キログラムを超える部分については、10キログラムにつき40円を加算
		エ ア、イ及びウ以外のもの	1 回につき 100キログラム以下は、500円。100キログラムを超える部分については、10キログラムにつき200円を加算

4 事業系一般廃棄物	(1) 市長が指定する処理施設等に搬入する植木剪定材	10キログラムにつき 130円
	(2) 市長が指定する処理施設等に搬入するもの（前号に掲げるものを除く。）	10キログラムにつき 210円

備考

- 1 し尿の処理手数料を算出する基礎となる数量が36リットル未満のときは36リットルとし、その数量に36リットル未満の端数があるときはその端数を36リットルとする。
- 2 粗大ごみとは、1辺の長さがおおむね50センチメートル以上の一般廃棄物をいう。
- 3 大型粗大ごみとは、粗大ごみのうち1辺の長さが1メートル以上のもので市長が別に定めるものをいう。
- 4 家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理手数料を算出する基礎となる数量が10キログラム未満の場合又はその数量に10キログラム未満の端数がある場合には、5キログラム以上のときは10キログラムとし、5キログラム未満のときは切り捨てるものとする。

別表第2（第29条）

取扱区分	処分費用
1 第27条の規定により市が処分する産業廃棄物を市長が指定する処理施設へ搬入するとき。	10キログラムにつき 210円
2 前項の算定基準によることが著しく実情に添わないと市長が認めるとき。	1立法メートルにつき2,940円。1立法メートル未満の場合又は1立法メートル未満の端数がある場合については、規則で定めるところにより2,940円以内で規則で定める額

備考 第1項の処分費用を算出する基礎となる数量の端数計算については、別表第1備考第4項の規定を準用する。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第10条から第12条までの改正規定及び第28条の改正規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第21条の2第2項に規定する指定収集袋（以下「指定収集袋」という。）を使用して排出する家庭系一般廃棄物に係る処理手数料の徴収及び改正後の第28条の2の規定による指定収集袋の交付その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 84 号

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

消防法施行令等の改正に伴い、住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準を改めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、事務手数料を改めるものである。

鎌倉市火災予防条例の一部を改正する条例

鎌倉市火災予防条例（昭和37年3月条例第2号）の一部を次のように改正する。

第30条の3第1項第3号中「前2号に掲げるもののほか、」を削り、「住宅用防災警報器」の次に「又は住宅用防災報知設備の感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下この章において「感知器等規格省令」という。）第2条第1号に規定するものをいう。以下この章において「感知器」という。）」を加え、同項第4号中「第1号及び第2号に掲げるもののほか、」を削り、同項第5号中「前4号」を「前各号」に改め、同条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 壁又ははりから0.6メートル以上（定温式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第2条第4号の2に規定する定温式住宅用防災警報器をいう。以下この条において同じ。）にあっては、壁又ははりから0.4メートル以上）離れた天井の屋内に面する部分

第30条の3第3項第2号中「場所」の次に「（定温式住宅用防災警報器を除く。）」を加え、同項第3号中「前各号」を「前2号」に改め、同条第4項の表中「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）を「住宅用防災警報器等規格省令」に、「消防長が指定する警報器」を「定温式住宅用防災警報器」に改め、同条第6項中「前5項」を「前各項」に改める。

第30条の4第1項及び第2項を次のように改める。

感知器を設けなければならない住宅の部分については、前条第1項の規定を準用する。

- 2 前項に規定する住宅の部分において感知器を設ける位置については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

第30条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3」を「第37条第4号から第6号」に改め、同条第5項中「前4項」を「前各項」に改める。

別表第4の2危険物の規制に関する事務の表第2項第1号中「91,000円」を「92,000円」に改め、同項第2号中「820,000円」を「830,000円」に、「990,000円」を「1,010,000円」に、「1,100,000円」を「1,120,000円」に、「1,400,000円」を「1,420,000円」に、「1,640,000円」を「1,660,000円」に、「3,850,000

円」を「3,880,000円」に、「5,090,000円」を「5,100,000円」に、「1,120,000円」を「1,130,000円」に、「1,330,000円」を「1,340,000円」に、「1,480,000円」を「1,500,000円」に、「2,120,000円」を「2,140,000円」に、「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同項第3号中「91,000円」を「92,000円」に改め、同表第6項第1号中「950,000円」を「990,000円」に、「1,650,000円」を「1,720,000円」に、「3,180,000円」を「3,320,000円」に、「3,890,000円」を「4,060,000円」に、「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同表第7項中「410,000円」を「430,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,160,000円」を「1,210,000円」に、「2,830,000円」を「2,950,000円」に、「3,470,000円」を「3,620,000円」に、「4,000,000円」を「4,170,000円」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する住宅（鎌倉市火災予防条例（以下「条例」という。）第30条の2に規定する住宅をいう。以下同じ。）若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅又は平成31年3月31日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する住宅における住宅用防災警報器（同条第1号の住宅用防災警報器をいう。）のうち、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号）に定める技術上の規格に適合しないもの（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令（平成25年総務省令第25号）附則第2条が適用されるものを除く。）に係るその設置及び維持に関する基準については、なお従前の例による。

議案第 85 号

鎌倉市社会教育委員条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市社会教育委員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めるものである。

鎌倉市社会教育委員条例の一部を改正する条例

鎌倉市社会教育委員条例（昭和27年7月条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「基づいて」を「基づき」に、「設置、定数、」を「委嘱の基準、定数及び」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条中「社会教育委員」の次に「(以下「委員」という。)」を加える。

第5条を削り、第4条第1項中「但し」を「ただし」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前項の」を「委員が欠けた場合の補欠」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第5条とする。

第3条中「社会教育委員（以下「委員」という。）」を「委員」に、「10名」を「10人」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(委嘱の基準)

第3条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

第6条の見出しを「(委任)」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 86 号

鎌倉市スポーツ施設条例等の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

消費税法等の改正に伴い、指定管理者が管理する施設の利用料金の上限額の一部を改めるものである。

鎌倉市スポーツ施設条例等の一部を改正する条例

(スポーツ施設条例の一部改正)

第1条 鎌倉市スポーツ施設条例(昭和31年3月条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,000円」を「2,050円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「1,200円」を「1,230円」に改める。

(都市公園条例の一部改正)

第2条 鎌倉市都市公園条例(昭和41年10月条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「900円」を「920円」に、「3,000円」を「3,080円」に改める。

(文学館条例の一部改正)

第3条 鎌倉市文学館条例(昭和60年7月条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「15,000円」を「15,420円」に、「500円」を「510円」に改める。

(芸術館条例の一部改正)

第4条 鎌倉市芸術館条例(平成5年3月条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号中

「

円	円	円	円
34,000	60,000	77,000	171,000
46,000	81,000	105,000	232,000
14,000	24,000	30,000	68,000
19,000	32,000	42,000	93,000

を

「

円	円	円	円
34,970	61,710	79,200	175,880
47,310	83,310	108,000	238,620
14,400	24,680	30,850	69,930
19,540	32,910	43,200	95,650

に改め、

同項に次の1号を加える。

(5) 前3号に掲げる利用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

別表第2項第1号中「17,000」を「17,480」に、「11,000」を「11,310」に、「8,000」を「8,220」に、「2,200」を「2,260」に改め、同表第3項第1号中

円	円	円	円
400	800	1,000	2,200
400	800	1,000	2,200
600	1,100	1,500	3,200
900	1,600	2,000	4,500
1,200	2,100	2,700	6,000
300	500	700	1,500
400	600	800	1,800
400	800	1,000	2,200
500	900	1,200	2,600
900	1,500	1,900	4,300
1,100	1,900	2,500	5,500
300	500	700	1,500
200	400	600	1,200

を

円	円	円	円
410	820	1,020	2,250
410	820	1,020	2,250
610	1,130	1,540	3,280
920	1,640	2,050	4,610
1,230	2,160	2,770	6,160
300	510	720	1,530
410	610	820	1,840
410	820	1,020	2,250
510	920	1,230	2,660
920	1,540	1,950	4,410
1,130	1,950	2,570	5,650
300	510	720	1,530
200	410	610	1,220

に改め、

同表第4項第1号中

円	円	円	円
4,000	5,500	6,500	16,000
1,000	1,500	2,500	5,000
800	1,000	1,200	3,000
1,000	1,500	1,500	4,000
7,000	8,000	10,000	25,000
3,000	4,000	5,000	12,000
2,000	2,500	2,500	7,000
2,500	3,000	3,500	9,000

を

円	円	円	円
4,110	5,650	6,680	16,440
1,020	1,540	2,570	5,130
820	1,020	1,230	3,070
1,020	1,540	1,540	4,100
7,200	8,220	10,280	25,700
3,080	4,110	5,140	12,330
2,050	2,570	2,570	7,190
2,570	3,080	3,600	9,250

に改め、

同項第2号後段を削り、同表第6項中「700円」を「720円」に改める。

(鎌倉市鎌倉清方記念美術館条例の一部改正)

第5条 鎌倉市鎌倉清方記念美術館条例(平成10年3月条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表中「10,000円」を「10,280円」に改める。

(川喜多映画記念館条例の一部改正)

第6条 鎌倉市川喜多映画記念館条例(平成21年6月条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「10,000円」を「10,280円」に、「500円」を「510円」に、「350円」を「360円」に、「1,000円」を「1,020円」に、「2,000円」を「2,050円」に改める。

(自転車等駐車場条例の一部改正)

第7条 鎌倉市自転車等駐車場条例(平成23年10月条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表中

円	円
2,100	3,150
6,200	9,300
12,200	18,300
150	150
3,650	5,500
10,800	16,200
21,200	31,800

を

円	円
2,160	3,240
6,370	9,560
12,540	18,820
150	150
3,750	5,650
11,100	16,660
21,800	32,700

に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 87 号

鎌倉市鏑木清方記念美術館条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市鏑木清方記念美術館条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成26年2月12日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

(提案理由)

鏑木清方記念美術館で収蔵する美術品等の特別利用に対する利用
料の規定の整備等をするものである。

鎌倉市鎌木清方記念美術館条例の一部を改正する条例

鎌倉市鎌木清方記念美術館条例（平成10年3月条例第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

第11条第1項中「学術研究等のために特別に利用」を「学術研究、他の美術館等における展示、出版物等への掲載等のために特別な利用（以下「特別利用」という。）を」に改め、同条第2項中「前項の規定による利用」を「特別利用」に、「当該利用」を「利用」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（特別利用料）

第11条の2 前条第1項の承認を得た者は、特別利用に係る料金（以下「特別利用料」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 特別利用料は、別表第2に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定める。

（特別利用料の減免等）

第11条の3 第9条及び第10条の規定は、特別利用料の減免及び返還について準用する。

別表中「収蔵品展」を「企画展」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第11条の2）

特別利用料の上限額

区分	金額
熟覧	1点につき 1,000円
撮影	同 5,000円
原版使用	

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。